

廃品回収業者とのトラブルに注意しましょう！

事例

「不用になったものを無料で回収します」とトラックでアナウンスしていたので業者に声をかけてテレビの回収を依頼した。

トラックに積み終わってから「回収費用は二千元」と言われたことから、「無料と言っていたではないか」と反論したら、「全て無料という訳ではない」と威圧的に言われ仕方なく料金を支払ってしまいました。領収書も渡されていません。

アドバイス1

無料回収をうたっても、料金を請求されるトラブルが相次いでいます。取引するときは、最初に見積もりを依頼し、必ず契約書や領収書を受け取って下さい。

アドバイス2

- 粗大ごみに出せない家電4品目(エアコン・テレビ・冷蔵(凍)庫・洗濯機(衣類乾燥機))は、家電リサイクル法の対象品目であるため、町内の家電取扱店までご相談ください。
- 廃品回収業者が有料で回収したテレビ等の家電4品目はリサイクル料金がかかるため、有料で回収後、不法投棄する事案も見受けられますので十分に注意してください。

法令関係

- 家庭から出される一般廃棄物の収集は許可を受けた業者しかできません。無許可業者の利用はやめましょう。
- 再販するために有償で引き取る場合は、公安委員会の「古物商」の許可が必要です。